

パブリックコメント

文化振興計画づくりについて

計画策定の趣旨

「概要」文から推測し、教育委員会が所管するもので、その原理は教育行政、すなわち教育基本法→学校教育法、社会教育法、を根拠とし、生涯学習振興法 → 地方創生 →、観光・文化振興施策 → へ発展させるものと理解する。

習志野市の令和時代に対応する教育行政計画として、特に社会教育分野(学びの文化)の振興計画と事業実践の経過とした「文化行政」を前提に、先の時代状況・経過を踏まえた「文化振興計画」として調整されるものと思われる。

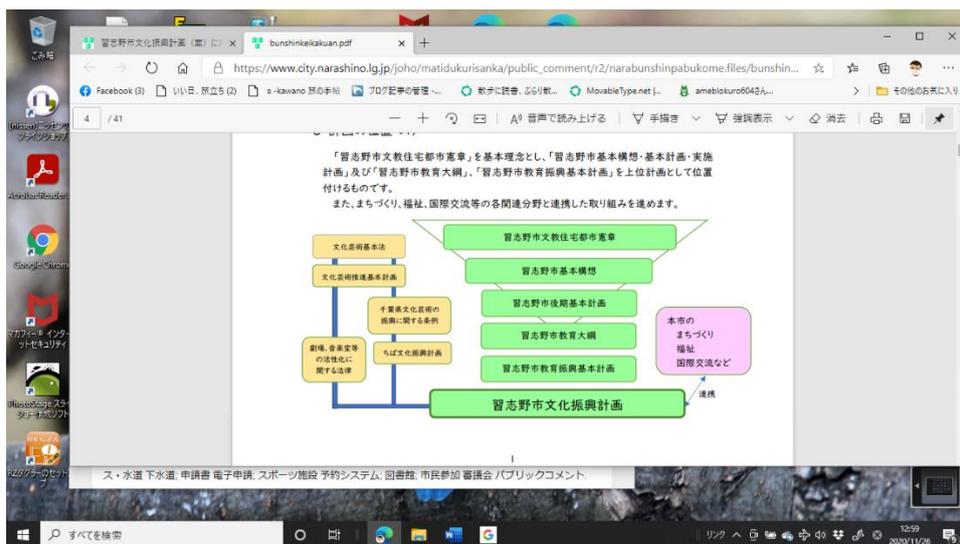
本文計画書の位置づけと文化の捉え方

第4章、施策と取組み

教育基本計画→生涯にわたる学びの推進について

すでに社会教育行政として「学びの文化」として推進してきた経過を踏まえ次の

将来像 → 誰でもが文化に親しみ、豊かに暮らせるまちについて
→ 一般的な「文化環境」を前提に説明しているが、**本市社会教育行政の経過**を総括し（エビデンスとする）それを前提に施策・事業として説明したほうが、施策展望、施策推進の効率性も果たせるものと思われま



www.city.narashino.lg.jp

習志野市文化振興計画(案)の概要

1. 計画の策定趣旨

市民の創造力と感性を育み、心豊かにならるるを形成するとともに、本市の文化に備える時を像「誰もが文化に親しみ、心豊かに暮らせるまち」を実現すべしにあり必要な取り組みを明確化し、文化振興の施策を効率的・効果的に進めるため、「習志野市文化振興計画」を策定します。なお、計画の推進にあたっては、本市のまちづくり、国際交流、福祉等の各関連分野と連携して取り組みます。

2. 計画の位置づけ

「習志野市文教住宅都市憲章」を基本理念とし、「習志野市基本構想・基本計画・実施計画」及び「習志野市教育振興基本計画」を上位計画として位置付けます。

3. 計画の期間

令和3年度～令和7年度(5カ年)

4. 計画で取り扱う文化の範囲

「文化芸術基本法」や「千葉県文化芸術振興に関する条例」で取り扱う文化の範囲を基本とします。(芸術・メディア芸術・伝統芸能・芸能・生活文化・国民遺産・出版物等・文化財等・地域における文化芸術)

5. 本市の文化振興に対する市民や団体の意識・ニーズと課題
(習志野市文化振興に係る市民意識調査結果より)

【課題1】
-生活にわたる学びの推進のため、年齢や環境を問わず、誰もが「鑑賞」活動できること。
-身近な生活環境で文化に触れる機会があること。

【課題2】
-伝統的な文化、地域の文化にかかわる人や団体が減少傾向にあることから、若い世代が次の担い手となるよう育成していくこと。
-小中高生が様々なジャンルの文化芸術に触れる機会を提供すること。

【課題3】
-本市が育んできた「音楽のまち」の一層の推進と、公民館活動等の内容を充実させ、文化をまちづくりで活かすこと。

6. 具体的施策

【向後】	【施策】	【小施策】	【取り組み内容】
【施策1】 誰もが文化に触れたい、創出し合う機会の提供	(1)誰もが文化芸術活動に親しむことができる場や環境づくり	1. 公民館等を利用した講座等の実施 2. 利用しやすい公民館の施設予約の実施・検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ内容の充実 4. 図書館資料の充実	1. 公民館等を利用した講座等の実施 2. 利用しやすい公民館の施設予約の実施・検討 3. 高齢者を対象とする講座や事業での文化芸術に親しむ内容の充実 4. 図書館資料の充実
【施策2】 身近な場所や算の多い文化芸術鑑賞機会の提供	(1)習志野文化ホール・市民ホールでの幅広い「鑑賞」機会の充実 (2)文化施設以外での鑑賞機会の提供	1. 市民文化祭の実施 2. 市民会館での鑑賞機会の提供 3. 市民会館での鑑賞機会の提供 4. 親子で参加可能な講座やイベントの実施 5. 障がい者が制作した作品展示や、演奏発表の場の提供 6. 多文化交流ができる機会の充実	1. 市民文化祭の実施 2. 市民会館での鑑賞機会の提供 3. 市民会館での鑑賞機会の提供 4. 親子で参加可能な講座やイベントの実施 5. 障がい者が制作した作品展示や、演奏発表の場の提供 6. 多文化交流ができる機会の充実
【施策3】 文化に関する情報の収集と提供	(1)市ホームページ等を活用した情報提供	1. 市ホームページ等を活用した情報提供	1. 市ホームページ等を活用した情報提供
【施策1】 子どもや若い世代が文化に出会うきっかけづくり	(1)未就学の子も誰もが文化芸術によって触れ合える機会の提供 (2)学校教育における文化芸術活動の推進	1. 未就学の子も誰もが文化芸術によって触れ合える機会の提供 2. 学校教育における文化芸術活動の推進	1. 未就学の子も誰もが文化芸術によって触れ合える機会の提供 2. 学校教育における文化芸術活動の推進
【施策2】 文化を次世代につなげる環境の整備	(1)文化の世代間交流の場の提供 (2)文化財の保存の推進	1. 文化の世代間交流の場の提供 2. 文化財の保存の推進	1. 文化の世代間交流の場の提供 2. 文化財の保存の推進
【施策3】 伝統文化を担う子どもや若手の育成	(1)伝統文化を担う子どもや若手の育成	(1)「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流の推進 (2)音楽に親しみ人々との交流を促す環境づくり (3)「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実	1. 「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流の推進 2. 単発だけでなく子ども連帯活動も持たせられる環境の維持 3. 地域が主体となって習志野の発展 32. 地域の人が生活した音楽会の実施 33. 文化芸術の鑑賞機会の提供(再掲No.11) 34. フォーラム事業による鑑賞機会の提供(再掲No.12) 35. 音楽を愛した人も利用しやすい文化ホールの再整備の検討
【施策1】 「音楽のまち」習志野」の推進	(1)「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流の推進 (2)音楽に親しみ人々との交流を促す環境づくり (3)「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実	(1)「音楽のまち」を支える学校・団体の活動や交流の推進 (2)音楽に親しみ人々との交流を促す環境づくり (3)「音楽のまち」を象徴する習志野文化ホールの充実	29. コンクール団体等の発表の場と鑑賞機会の提供 30. 単発だけでなく子ども連帯活動も持たせられる環境の維持 31. 地域が主体となって習志野の発展 32. 地域の人が生活した音楽会の実施 33. 文化芸術の鑑賞機会の提供(再掲No.11) 34. フォーラム事業による鑑賞機会の提供(再掲No.12) 35. 音楽を愛した人も利用しやすい文化ホールの再整備の検討
【施策2】 文化的な資源の活用	(1)文化財等文化的な資源の周知 (2)文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	(1)文化財等文化的な資源の周知 (2)文化と他分野との連携による地域の活性化につなげる仕組みづくり	36. 教育等と連携した文化的な資源の活用 37. 文化財等文化的な資源の活用機会の提供 38. 音楽芸術等が産業への文化活用 39. 文化をまちづくりで活かすこと(再掲No.14)
【施策3】 公民館活動等を通じたまちづくり	(1)交流を促す文化活動の活性化 (2)大字と連携した公民館活動	(1)交流を促す文化活動の活性化 (2)大字と連携した公民館活動	40. 交流を促す文化活動の活性化 41. 展示スペースの提供 42. 地元大字と連携した公民館事業の実施 43. 市民の公民館活動への参加機会の提供

計画の趣旨表明は、目的・方法論的で、いわゆる一般的（どこの市町村変わらない）で現象的で、抽象的に見えます。

その基本的な考え方を本市の歴史的な経過を踏まえての具体的な説明、表明とすべきでしょう。

すなわち、昭和45年制定の「習志野市文教住宅都市憲章」→教育の三基本方針（家庭教育・義務教育、社会教育の樹立）→教育基本計画→特に社会教育分野における、いままでの「習志野の社会教育行政」を総括（過年度の活動・事業報告書が冊子としてある）し、今後のあらたな社会教育の展望（学びの文化）を探るべく、

この考え方を主たる考え方として将来の蓋然性を語り、「計画」を明確に示すべきでしょう。計画期間が設けてあるが、施策・戦略としての実践計画が表記されていない。

国県の文化振興計画であっても、習志野市の行政として対峙する以上、きちんと習志野市の文化振興（文化行政）として「文化振興計画」は、位置付けるべきである。

計画策定の契機

文化庁、文化振興計画、総務省、地方創生 → 地方自治体の文化創生
ということであるが、

趣旨文から推測し、教育委員会が所管することから、そのロジックは教育行政、即ち、

教育基本法→学校教育法・社会教育法、他を契機・根拠とし、習志野市文教住宅都市憲章の教育の三基本方針に則り、

習志野市の教育行政、特に社会教育行政の経過をふまえたうえで

新しい令和の時代の展望を開くための

文化振興計画（**学びの文化**）、及び**事業・実践計画**として考えて、まとめ、具体性を備えた計画とされたい。

教育行政、社会教育行政の経過としてのまとめました。

S 21 年 文部次官通牒 寺中構想 →戦後復興 →青空公民館活動

S 22 年 教育基本法の制定（学校教育・社会教育、教育行政）

S 25 年 社会教育法制定 →公民館（5 章）・図書館・博物館等（9 章）社会教育施設活動の規定 →地方自治体の責務規定

→教育行政法 →30 条 教育機関の設置、専任職員の配備、

→消防団、青年団、婦人会 → 生活改善運動（公衆衛生） → 住民学習会等

S 35 年 社会教育法一部改正、→市町村設置施設整備交付金・補助金制度

→社会教育施設の機能と役割（社会教育施設の運営基準）

→社会教育審議会の設置（公民館運営審議会・図書利用者協議会等、文化財審議会）

→事業運営における上位機関との事前協議を規定

↓

（本市）、当初の社会教育行政樹立期は、←県の指導を受け、文化財調査・出前講座、初代課長は県から招聘、専任職員（学芸員、社会教育主事、図書館司書）による体制づくりを推進した。

そして、昭和 45 年、まちづくりの普遍的な目標とした「習志野市文教住宅都市憲章」 →教育の三基本方針（家庭教育、義務教育、社会教育の樹立） → 教育基本計画へ

以後、社会教育行政においては有資格者を専任職員とし、公民館・図書館も社会教育主事、図書館司書、教員経験者を採用し、配属した。（

社会教育事業担当としては必至の要件）

↓

急激な社会状況の変化に対応する、社会教育の在り方、云々。（社教審 46 答申）

→施設社会教育主義（社会教育施設整備へ（公民館・図書館、博物館等の整備施策の推進）

→本市初の菊田公民館設置 →学級・講座活動の推進、専任職員配備（館長、専任職員 4、庶務、他 2）

↓

56年の「社会教育について」の中教審答申

→社会教育の機能・役割りとして、家庭教育、学校教育、社会教育等の「学社連携、生涯教育化体制」樹立へ

↓

H4 生涯学習振興法、制定 →社会教育職員の専門性 →生学審答申

→生涯学習によるまちづくり（市社会教育委員会議建議）→地域学習圏事業推進・市民カレッジ設置推進（公民館運営審議会答申）

↓

1998年 非営利事業・NPO法の法整備により

→非営利活動の法的整備され

→社会教育関係団体の活動の充実化へ

↓

公益法人法改正 H16、20年施行

→団体・組織の自立化促進 →法人化へ →社会教育関係団体の自立化へ
財団法人習志野文化ホール →公益法人習志野文化ホールへ

H20 中教審答申 「新しい時代を切り開く生涯隔週の振興方策
社会教育主事の学校への助言など

（地方自治体行政の変革と課題）H4～として、整理する

地方分権推進 → ガバナンス改革 → 公共経営 →民間協働・活用

↓

行財政改革推進 → NPM推進 → 財政健全化推進 →公会計改革推進
→（現時点における本市の施策対応である）
→ 公共施設再生計画 →PFI事業化へ →官民連携PPP事業化

（大久保地区施設再生計画）について

→社会教育法（社会教育施設計画）に基づく施設事業を

→教育委員会（行政）による**事業実施計画**と

→**施設統合等管理業務** → 民間委託化へ

を区分けし、（協定書にも明記されている）

↓

大久保施設再生事業化（PFI事業）→SPC委託（市・業者・利用者団体による運営協議会設置）→施設整備と運営について研究

↓

そして、今回の「文化振興推進計画」は、社会教育法に基づき築き上げてきた本市の社会教育の振興・事業の持続・発展へつなげるべく

- 文化振興計画によるまちづくりを推進するものとし、
- まちづくりの活性化、地元産業振興、観光振興へ反映し、生涯学習効果を期待するものとする。

改めて

習志野市の社会教育行政の経過からまとめてみる。

以上の社会教育振興の状況経過を背景に、習志野の社会教育体制・経過は、つぎのとおりです。

(別紙拡大図参照)

年代	公的 社会教育活動 (中央館計画-菊田公民館)	職員の養成と研修	地区館実践	課題と学習	民間活動
s21	文部次官通達 寺中構想 戦後復興			戦後復興	青年団、婦人会等
s22	教育基本法 → 教育委員会法 教育行政法			戦後復興	
s25	社会教育法(公民館・図書館・博物館) 職員は社会教育に関する意見と経験を要する→専門性			新しい時代	地域公民館づくり
s35	社会教育法一部改正 国庫補助制度 → 自治体の社会教育施設整備補助			経済成長	
s40年代	地方自治体の社会教育体制の推進、事業活動の樹立 → 事業に対する専門的な知識・技術を要す			習志野の社会教育体制整備(文化財保全・公民館・図書館)	
s45	家庭教育	(学社連携)			
習志野市	・幼児家庭教育学級	中央館が地区館を指導			
文教住宅	・PTA家庭教育学級	(職員養成・研修)			
都市意匠	・青・少年 → 子ども会育成会、単位子ども会	国社研、県公連、館長会、主事部会			
3つの教育方針	・成人 → 学級 講座 教室 成人式				
社会教育	・高齢者 → 学級 講座 クラブ活動 シルバー人材				
急社会変化 (46答申)	・リカレント教育				
生涯教育 (50答申)	・音楽文化振興 習志野文化ホール				
生涯学習振興法 (04答申)	・公開大学講座 市民大学				
(h09NPO法)h16-h20法人法改正	・市民カレッジ ボランティア育成 → 実践活動				
時代に対応する学習	・情報講座 情報機器の活用				
(h18中教審答申)→文科省	・教養講座 政治・社会・経済、組織論				
(h28地方創生)→総務省	・まちづくり活動 会議 → 学習会 → 講座開催				
	・公民館の施設統合、再生化を契機に中央館(菊田公民館)での事業計画を明確化し、地区館での業務の定型化を図るものである。				
	したがって、中央館職員の業務は、各事業等の目的・活動を明確に説明し、地区館職員の実践を「部会研修会」を通してプログラム等の指導・支援をする。地区館職員は、公的機関の職員研修・講習会に参加し、また中央館職員(社会教育主事)のプログラム編成・実践の指導・助言を行う。従来は、国社研、県公連、館長会、主事部会が任・役割(研修会)を担っていた。再編を契機に職員専任態勢の復活をさせる。				
	主事等専任職員の役割(専門職員の配置と研修体制)				
	・職員研修会、主事養成講習会、プログラム編成指導・相談、実践方法の研究・指導				
	・時代に対応する活動の研究(リカレント教育)、業務対応の研究(経営化・マネジメント)				
	・地区館業務の遂行と窓口業務の委託				
	・庶務・経理の代行、窓口業務(施設サービスのシステム化)、活動相談の改善				
	公民館の課題と学習(20条社会教育事業の推進、23条政治、宗教、営業活動の禁止)				
	地域文化形成				
	・子ども若者の人間形成と地域文化振興				
	・地域の共同性の醸成(コミュニティ形成とリカレント教育)				
	・地域の伝統文化等文化力の創造・継承				
	(音楽文化振興 → 新しい文化ホールづくりへ)				
	・地域組織のマネジメント力				
	平成16年以降、行政改革、財政健全化策に対応すべく				
	教育委員会では社会教育施設(教育機関設置条例に規定する公民館、図書館)における				
	施設の管理・運営の委託(法に基づく社会教育事業と施設提供等サービスの区別化)を推進するうえで、				
	図書館における本来業務(蔵書整備・資料保存・レファレンス等)と施設管理・図書貸出業務の区分し				
	・公民館においても社会教育法に準じる事業(学級・講座活動)と施設管理・施設提供業務の区分した。				

習志野の社会教育事業体制は、

～ S30年代 ～ 教育委員会は、社会教育行政の樹立をめざしていた
 藤崎・八剣台地(菊田川沿い)の遺跡調査から → 文化財行政の樹立へ
 (学芸員専任、委託) → 藤崎堀米貝塚調査

そして、～40年代、地域集会所、青年館、市民会館を拠点に「出前講座と社会教育専門職員」による社会教育体制づくりをスターとさせた。(専任の学芸員、社会教育主事、図書

館司書採用) ← 社会教育施設の運営基準 (s 35) 職員の専任性・専門性

S45 の習志野のまちづくりの目標として「文教住宅都市憲章」が制定され、社会教育事業計画として「社会教育施設整備計画」を策定。

→公民館、図書館、博物館の施設構想を作成。「社会教育委員会」を設置し、最初に菊田公民館を誘致・設置、学級・講座事業を展開。館長、専任職員 4 他 2 名配置。

長期計画整備方針 : 中学校区をエリアとした地区館構想を土台として表明し

公民館整備計画は、菊田公民館 (46) →大久保公民館 (48) (←市民会館) →屋敷公民館 (53) →実花公民館 (54) →袖ヶ浦公民館 (56) →谷津公民館 (57) →新習志野公民館 (h 4)

図書館整備計画は、大久保分室 (市民会館)、菊田・袖ヶ浦分館、移動図書館ネット→本館大久保図書館 (48) →東習志野図書館 () →新習志野図書館 () →谷津図書館 () →藤崎図書館 ()

博物館 (歴史資料館) 整備計画は、藤崎堀込め貝塚・鷺沼古墳等の遺物・考古資料等の市民会館常設展示→漁具・、農機具等民具の谷津幼倉庫→資料等の一部、教育センター展示→博物館菊田神社付近構想、～鷺沼城址公園構想、教育委員会分室に資料室設置、保管庫設置
→博物館・歴史史料センター施設整備については、現在も未定の状態である。

なお、上記社会教育プログラムに加え、昭和 46 年ころから、文教住宅都市憲章と同時に制定された「公害防止条例」がありますが、これを受けての教育プログラムとして、自然環境保全をテーマに、鹿野山に少年自然の家、富士吉田市に富士吉田青年の家を設置し、教育プログラムとして、

鹿野山少年自然の家 →市内小学生 (当初高学年の宿泊研修、後、幼稚園まで拡大)

富士吉田青年の家 →、子ども会等青少年の健全育成を始め、市内中高生の部活合宿や社会教育関係団体の宿泊研修会等に活用される。

南房総しおさい国民宿舎 → かつての市域から自然海岸を失ったことに対し、市民の保養施設として国民宿舎を設置した

また、平成時代に入ると、第二次埋立て事業において、本市の自然環境保全の教育プログラムを兼ねて、谷津干潟自然観察センターを設置し、野生生物の生態保護や環境リサイク

ルの教育プログラムを開発し、小中高生の自然・環境教育活動、国際交流活動に寄与した。

習志野の文化の殿堂として設置された文化ホールについては その運営について教育委員会に運営事務委任され、社会教育的な配慮による運営推進された（後で論述）。

（昭和末～平成へ）→

さらに、これらを主計画とし、長期計画（昭和60年目標）として市域を4地域(西部、中央、東部、埋立地)に区域区分し、**次期長期基本計画**を定めていた。

この間、S53年には、習志野の文化の殿堂、シンボルとして「習志野文化ホール」、4つのコミセン、地区保健ヘルス・2つの福祉センター、などの整備構想を推進してきた

昭和年代末から平成当初には、**ほぼ地区計画を達成し、→地域構想へ移行した。**

そして、平成時代に入り、平成10年代からは～、

↓

社会の経済不況化の状況になり、**長期・基本計画が見直され、行政改革時代へ、**

↓

↓

現在の40年の経過とともに公共諸施設の老朽化が進んでいる。

→**財政健全化戦略**として、地方分権 →ガバナンス改革 →公共経営・民間協働から
H20～「行政改革大綱」 →「公会計改革」→「公共施設再生プロジェクトの推進」←施設
の統・廃合（施策の集中と選択）へ、施設管理の指定管理委託の検討

そして、

→**大久保施設再生統合計画策定** →PFI事業 →三者協議会（市・業者・利用者団体）

（事業内容）

既施設のリノベーション

図書館増床

市民会館、公民館の移転改築

公共諸施設の管理・運営の統合化

→**社会教育法に基づく社会教育施設（図書館・公民館）は本来業務(社会教育事業)の樹立と管理業務部分の民間委託化が検討された。**

平成18年、公民館費は、**公民館事業費と管理運営費に区分けされた。**

→ **社会教育事業の点検**から整理すると

「社会教育施設」

大久保公民館（本来業務と委託業務の区分）←（公民館運営審議会の諮問・答申）

- ・地区館の統合館としての役割、機能充実 ← H30 公民館運営審議会答申
- ・事業活動(会議、講座、講演、イベント等)の調整、指導・支援事務
- ・専任職員の配備・職員研修の回復・推進
- ・統合施設の運営管理業務についての委託化検討（協定書参照） →SPC へ
- ・施設等予約・貸出システムの導入、料金収納システムの開発へ

大久保図書館（館長会議 →社会養育審議会へ報告）

→施設管理業務と図書貸出業務の委託化と

本来業務(蔵書計画、資料アーカイブス、読書推進、調査・レファレンス)、
地区館事業の指導、調整を図る。← 平成 18～19 年ころ、図書館長会議から提案

「他の公共施設」

市民会館

→運営・管理を委託化

勤労会館、野球場、パークゴルフ場

→管理運営委託化

そして施設完成後は、

生涯学習複合施設プラッツ習志野として →施設管理運営をSPC運営へ

教育委員会所管の公民館・図書館のリニューアル・改築、そして事業運営指針については、
法（運営基準）に基づく、県の事前協議の扱いとなる。

（公民館・図書館の新たな運営・事業については、県と協議が果たされていない）

→このことについては、何度か教育委員会に申出しているが（回答文：施設統合の協議の
必要なしとの見解。）→県によると市からは電話にての「施設統合について」の照会で、社
会教育施設の法に則した施設運営・事業の事前協議手続きではなかった。←県：担当の回
答（施設統合の設置と公民館の事業運営は別、との見解でした。

社会教育法に基づく「今後の公民館の運営・活動について」、

「今後の公民館の運営・活動について」は、公民館運営審議会に諮問し、答申として、「今
後の大久保公民館は、他の地区館の統括的な役割を果たし、各館の事業計画・運営、そし
て事業活動にたずさわる「専門職員の配置・研修」「活動・運営等のリテラシー」の向上が、
重要課題となる」、との答申を得ている。← 県との事前協議資料（公民館運営審議会審議

資料、事業計画・運営計画書、職員配置計画等)

さらに、**公民館事業の方法改善策**として(図表参照)

- 学級・講座・講演** →公民館で →地域文化育成(歴史・文化・芸術、家庭教育等)、サークル団体、育成・支援
- 地域集会・イベント** →公民館で →地域コミュニティ形成の支援、地域団体への支援
- 地区学習圏会議事業** →公民館で →地域の人材育成、支援
- 市民カレッジ** →行政(会場確保・学習内容・運営改善)で →法人化→リカレント教育・人材育成
- 社会教育関係団体の支援**(サークル・団体活動支援、運営指導→法人化)→行政、公民館で
- 個人・法人格形成、支援、など
- リカレント教育の推進** (教育機関・大学との連携) →環境教育・A I ・I T C等、学習領域の拡充へ

図書館事業の改善

- 図書貸出(システム業務)→民間委託
- 資料・蔵書整備→郷土資料館との連携→全国博物館ネット
- 読書活動推進←お話し会・学校図書館
- 本来業務(アーカイブス、調査、レファレンス)体制の樹立へ←県・国、図書館ネットワークへ

博物館計画

計画は頓挫→郷土資料館構想の樹立へ(文化財、考古資料・市史編纂史料・民俗史料調査・研究) →全国歴史資料等ネットワーク

(習志野市の今昔(副読本)、習志野市史(I~V)、民俗史料、歴史研究、習志野風土記(広報掲載)習志野教育史(教育委員会))

以上のような経過・総括を前提にし、今後の構想、事業計画を展望することとする。

さらに事業活動の発展(公民館運営審議会、図書館利用者協議会、文化財審議会等の充実)、専任職員確保(社会教育主事、図書館司書、学芸員等)、職員研修体制を補完するなど、態勢づくりが急務である。

事務委任されている文化ホールの社会教育的配慮について

習志野文化ホールの再建について

→文化ホール支援 → 公益法人化に伴いホール事業の指定管理委託

1970年代 文化コミュニティの拠点として全国的にホール建設が流行った。

本市における文化ホールは他市と異なり、JR 津田沼駅南口都市開発(計画道路、駅広、都市公園整備と商業棟・業務棟、そして本市の表玄関、音楽文化の殿堂、シンボルとしての文化ホールが昭和 53 年に設置された。

設置主体を財団法人とし、日本開発銀行の融資、民間出資金、市の助成金によって「習志野文化ホール」を設置した。事業運営は市の補助金等である。

すでにホール資産の償還費は完済し、ホール資産は市に移管され、市の直営となったが、平成 27 年から公益法人習志野文化ホールに業務を指定管理委託し、運営が行われている。

この間のホールの老朽化に伴い、

文化ホールの再築・

JR 津田沼の再開発構想に伴い

新たな構想・計画が検討されていく。

今後の再築に際し、公会計改革（財務情報）に基づき、思料する。

文化ホールの資産評価を行い、権利関係を清算し、どのような手法により再計画を構築するかが重要である。

信託受益権を持つ野村不動産との検討会議を設ける中、**公共の音楽ホール**としての従来使命から、規模・機能・サービス施設を構想し、

新しい文化ホールの資金計画・運営マネジメントを検討の上

建設財務の検討→PFI 事業・

民間メセナ事業

ソーシャル・ファンディング方式等、

としての協定・調整を図ることが重要である。

この事業は、本市の財務状況に多大な影響を及ぼすとともに、組織内部の統制を加味し、事業の検査、監査、評価を果たすなか、新たな官・民連携事業の提案にもなる。

できるだけ公費負担の軽減を検討する。

民間と同様な会計情報レベルで検討すべきであると、思料する。

それでもって、官庁会計による債務負担行為予算を編成し、対応すべきである。

習志野文化ホールは、当時画期的な民間コラボとして成功し、財団法人への行政の補助・助成事業として対応（財産管理）し

債務償還満了後、資産を行政に変換された後、資産管理は、公益法人への委託方式となっ

た。

問題は、経営未熟な公益法人に管理委託されている現状、当該法人の組織改革や経営改善の問題を認識し、従来の方式ではない文化ホール経営を樹立すべきである。

再建問題が浮上した現在、先の課題を解決し、民間事業レベルでの折衝を研究、体制を作り、善処すべきである。

市が出資した公益法人の今後としては、本市の文化振興を民間サイドから支援する文化振興財団へ移行させ、本来機能を付加するのも検討課題ではないだろうか。組織としての経営センスが最大の課題である

文化振興計画の施策化へのプロセスについて

→社会教育審議会→教育委員会、→ 県教育委員会との協議（社会教育施設）

→首長行政へ反映(財源依存)→「文化振興計画をまちづくりへの戦略化」へ

教育委員会は、其の存立根拠は、教育基本法、教育行政法（教育委員会法等）

学校教育法、社会教育法であり、その後の社会情勢の変化に対応する諸法令の影響を受けている。

生涯学習振興法の制定以来、教育行政は一般行政に包含されつつあるが、

教育行政は、一般行政とは別の「教育法」独自の趣旨に基づき存立するものである。

文化振興計画推進の基盤づくりである教育行政を新たな時代に対応できる体制を築いていただきたい。

教育行政にたずさわる職員は、法に準じ専門職としての大学で教育科目を履修し、教員や社会教育主事、図書館司書、学芸員としての専門知識・リテラシーを身に要する職であり、しっかりとその身分・資格を評価し、採用し、職を全うさせるべきものである。

現在、習志野市、特に公民館は、専門職の配備はなく、コミセン化の状態（施設管理）だそうです。

「公民館」をコミセン化する施策なら、それも結構だと思いますが、文化財の保全や歴史史料のアーカイブス化、学ぶ文化の醸成（公民館の使命）、読書推進や図書資料のレファレンス等

専門職による社会教育的な事業体制を推進される体制、保証になりません。

そうならないことを期待いたします。

以前は、県下最上位の社会教育体制にありましたが、歴史資料館がないのは本市だけ、社会教育にたずさわる職員の不在、司書業務の管理業務化、など、残念な状態にあります。

もっと重要な学びの文化を醸成する社会教育事業の樹立が、残念ながら蔑ろにされていると言わざるを得ません

最後に、計画期間が令和3年から7年とのことであるが、具体的な実践計画としての表記がない。
ただ、計画の期間を表記しているに過ぎないのか？
学習成果の予測による実践計画が必要なのではないか。

いずれにしても、施設再生計画に押され、社会教育体制が齟齬されている状況下、中学校区ごとの公民館配置、4～5地域の文化圏構想を再構築し、施設の更新をきちんと果たしていくことを本市の文教住宅都市憲章に倣い、「教育行政」を実現していただきたいと思います。

文化振興計画について、その現象的な説明ではなく、社会教育の本質的な理解（学びの文化＝社会教育活動・事業）を十分な理解を図り、演繹的なロジックで、振興計画を作成されたい。

社会教育における教育的な陶冶（学習）、すなわち、学習というのは、「人間が、意識・態度・行動等を変容させること、新しい知識・技術が獲得されること」として捉え、教育を「人間の十分な成長・発達を企図する、人間の意図的な営み」という、何らかの好ましい価値を媒介とした関係として把握・認識することが重要です。

習志野市鷺沼 1-17-22

河野清一

BYB01670@nifty.com

追伸、

私事、「習志野の社会教育」を具現化する菊田公民館設置構想から、40年間、習志野の社会教育に関係し、先輩職員の応援と支援に支えられ、それを職とした機会に恵まれた。退職後も「社会教育」関係の恩恵に与っている。

これまでの市民・職員、教育関係者、研究者・後塵等の「社会教育の樹立」についてのご努力等について敬意を表するとともに、大変感謝申し上げます。

習志野の社会教育ここにあり、を誇っていきたく思います。

今後とも、習志野の社会教育の振興と発展に、行政としてご尽力くださるようよろしくお願い申し上げます。